徳島県福祉サービス評価推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 徳島県福祉サービス評価事業実施要綱に基づき、徳島県福祉サービス評価推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について意見を述べる。
 - (1) 評価機関の認証に関すること
 - (2) 評価基準及び評価手法に関すること
 - (3) 評価結果の取扱いに関すること
 - (4) 評価調査者養成研修に関すること
 - (5) 評価事業の情報公開及び普及啓発に関すること
 - (6) 評価事業に関する苦情等への対応に関すること
 - (7) その他評価事業の推進に関すること

(組織)

- 第3条 推進委員会は、委員9人以内で構成する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから保健福祉部長が委嘱する。
 - (1) 福祉・保健・医療関係者
 - (2) 学識経験者
 - (3) 福祉サービス提供事業関係者
- 3 推進委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選とし、副委員長は委員 の中から委員長が指名する。
- 4 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を 代理する。

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。
- 2 委員に欠員が生じたときの補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(推進委員会)

- 第5条 推進委員会は、委員長が招集する。ただし、第1回の会議については、保健福祉 部長が招集する。
- 2 推進委員会は、委員総数の2分の1以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 3 推進委員会の議事は、出席委員の過半数で決議し、可否同数のときは、委員長の決す

るところによる。

4 委員会及び委員会に係る資料は、公開とする。ただし、委員長又は委員の発議により、 出席委員の過半数で、議決したときは、会議を公開しないことができる。

(庶務)

第6条 推進委員会の庶務は、地域共生推進課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が 推進委員会に諮って定める。

附則

- 1 この要綱は、平成17年8月10日から施行する。
- 2 この要綱は、平成19年5月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成21年8月15日から施行する。
- 5 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成27年5月1日から施行する。
- 8 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 9 この要綱は、令和元年8月15日から施行する。
- 10 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。
- 11 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。